

中小企業等経営強化法に基づく
経営革新計画 申請の手引き

令和8年4月

奈良県 産業部
産業創造課

目次

	ページ
1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の概要	1
2. 申請者の要件	2
3. 経営革新計画申請手続きの流れ	4
4. 承認後	6
5. お問い合わせ	6
6. 申請書の書き方（記載例・記載事項）	7～27

1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の概要

経営革新計画とは、中小企業が（1）新事業活動を行うことにより、（2）経営の相当程度の向上を図ることを目的に策定する中長期的な経営計画書のことです。

（1）新事業活動とは

- 以下6つの「新たな取り組み」をいいます。
 - ① 新商品の開発又は生産
 - ② 新役務（サービス）の開発又は提供
 - ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④ 役務（サービス）の新たな提供の方式の導入
 - ⑤ 技術に関する研究開発及びその成果の利用
 - ⑥ その他の新たな事業活動

★評価ポイント

「新たな取り組み」は個々の事業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他の事業者において採用されている技術・方式等を活用する場合でも、原則承認対象となります。

ただし、

業種毎に同業の中小企業（地域性の高いものについては、同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については対象外です。

また、

工場・設備増強による生産力増強、営業店舗の増設、取扱品目・販売品目を増やす、社内体制の整備なども新事業活動に該当しません。これらに加え、新たな生産方法・販売方法の導入や、生産の効率化や新たな販路の開拓などにより、新事業活動による売上が計上できる計画である必要があります。

（2）経営の相当程度の向上とは

- 経営革新の事業期間において、付加価値額（又は一人当たりの付加価値額）と給与支給総額が一定以上向上することをいいます。

- 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
（一人当たりの付加価値額は、付加価値額を従業員数で除したもの）
- 給与支給総額 = 給料 + 賃金 + 賞与 + 各種手当

○一定以上の基準として求める伸び率

事業期間の最終年	付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率	給与支給総額の伸び率
事業期間3年	9 %以上	4.5 %以上
事業期間4年	12 %以上	6.0 %以上
事業期間5年	15 %以上	7.5 %以上

※事業期間の最終年において直近期末の決算実績と比較し、上記の伸び率をともに満たすことが必要です。

※事業開始時期は申請月以降、事業期間は3～5年で設定。事業計画期間（終了月）と会社決算月が合わなくても構いません。

※研究開発期間は、事業期間には含みません。

2. 申請者の要件

申請者の要件は、(1) 奈良県内に本店登記のある特定事業者であり（個人事業者の場合は、奈良県内に住民登録があること）、(2) 創業後1年以上の事業実績があることです。

(1) 奈良県内に本店登記のある特定事業者であること

（個人事業者の場合は、奈良県内に住民登録があること）

特定事業者として本法の申請対象となる会社及び個人事業者の基準は以下の【表1】となります。また、【表2】に掲げた組合等も特定事業者として申請対象となります。

【表1】 特定事業者として本法の対象となる会社及び個人事業者の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業（下記以外）	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表2】 申請対象者となる組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が特定事業者であること

※企業組合及び協業組合も特定事業者として本法の対象となります。

※間接の構成員とは、「直接の構成員の構成員」を指します。直接の構成員が一般社団法人であるなど、中小企業性が判断できない場合、間接の構成員が特定事業者かどうか確認してください。

※一般社団法人は特定事業者には該当しませんが、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業等経営強化法第2条の特定事業者であるものについては、本法の対象となります。

上記以外の個人・法人について

- ① NPO法人（特定非営利活動法人）は、会社又は個人ではないため、申請の対象外となります。
- ② 医療法人・学校法人等は、それぞれ個別の法律に基づく法人ですが、中小企業等経営強化法第2条に規定する中小企業者には該当しないため、申請の対象外となります。なお、個人開業医は個人事業主であり、中小企業等経営強化法における特定事業者には該当しますので、申請の対象となります。
- ③ 特許業務法人、税理士法人等の場合は、中小企業等経営強化法第2条に規定する特定事業者には該当すれば、申請の対象となり得ます。

（2）創業後1年以上の事業実績があること

- 申請にあたっては、創業後1年以上の事業実績が必要です。
- 決算期を1度でも経ている場合は、その事業期間に応じて1年間に換算することが可能な場合もあります。
- 休眠企業については、休眠明け1年以上の事業実績が必要です。

（3）過去に申請し承認を受けた事業者の再申請

- 過去に申請し承認を受けた事業者の再度申請することは可能ですが、その場合はその事業者の既存事業及び承認されている経営革新計画とは別の事業であれば申請は可能です。

3. 経営革新計画申請手続きの流れ

- 経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

手順	注意事項等
① 申請対象や要件の確認	<ul style="list-style-type: none"> • 本資料のP2をご覧ください。 • 要件上問題がなく申請を希望される場合は、申請書を提出する前にご一報をお願いします TEL: 0742-27-7005
② 申請書の作成	<ul style="list-style-type: none"> • <u>P7以降に「6. 申請書の書き方（記載例）」を掲載しています。申請書は記載要領に従って、申請書内の項目は削除せず、質問事項に対し全て記載する必要があります。</u> • <u>計画の内容等をお伺いしてから書類の修正等の期間が必要になることもありますので、申請書の正式な受付になるまでには概ね2週間～1ヶ月程度を要します。</u> • 商工会議所、商工会、（公財）奈良県地域産業振興センター（奈良県よろず支援拠点）等の認定経営革新等支援機関において計画策定支援や経営相談が受けられます。
③ 申請書の提出	<p>提出先：奈良県 産業部 産業創造課 産業政策係 （奈良市登大路町30番地）TEL 0742-27-7005</p>
④ 申請書必要書類	<ul style="list-style-type: none"> • 申請書（1部）※押印不要 • 定款の写し • 最近2期間の事業報告書（書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を計画書内にご記入下さい） • 決算書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書（製造業）、販売費及び一般管理費の計算内訳、株主資本等変動計算報告書、個別注記表）※最近2期間 • 法人事業概況説明書（法人のみ。税務署受付印又は電子申請済みであることが分かるもの。）※最近2期間 • 確定申告書の写し（個人事業主の方のみ） • 登記簿謄本（個人の場合は住民票）（発行から3ヶ月以内のもの） • 外国関係法人等に係る株主一覧及び役員一覧等（外国関係法人等と共同で作成した経営革新計画に限るその他知事が必要と認める書類（各種免許・許可証等、計画内容による） • 必要書類について、原本でないものは、原本証明をして下さい。
⑤ 審査	<ul style="list-style-type: none"> • 申請された計画は、外部有識者等で構成された審査会（奈良県経営革新計画評価等委員会）で審査します。 • 審査会当日は、申請者に事業計画のプレゼンテーション（10分）及び質疑応答（15分）を行っていただきます。 • 審査会は、例年、年4～6回開催しております。

⑥ 審査結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> 審査結果は、審査会后、概ね 1 カ月程度で通知します。
⑦ 変更承認申請等について	<ul style="list-style-type: none"> 承認経営革新計画の変更が発生した場合は承認申請書を提出してください。 ただし、当該変更が、同一年度内における実施時期の変更、設備全体の能力に影響を及ぼさないような機種又は台数の変更、単価の増減等による資金総額の若干の変更等、承認経営革新計画の趣旨を変えないような軽微な変更の場合には、変更の承認は要しません。

4. 承認後

○計画の進捗状況の報告について

経営革新計画の承認後、毎年4月末日までに前年度における計画の実施状況を報告してください。また概ね1年経過及び期間満了時に、アンケート調査を実施します。

○計画の変更等について

経営革新計画の承認後、当初予定していた計画から変更が生じた場合、変更の申請等が必要となることがありますので、ご連絡ください。

○承認後の支援策について

申請した経営革新計画が承認された場合、多様な支援策を受けることができます。

- チャレンジ資金【経営革新枠】による制度融資（奈良県経営支援課）
- ものづくり補助金（中小企業庁）の加点対象
- 日本政策金融公庫等による低利融資
- 信用保証の特例
- 税制措置
- 販路開拓コーディネート事業 等

※計画の承認は支援措置を保証するものではなく、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関等における審査が必要となります。

※申請者は、計画の申請と同時に希望する支援機関へ事前に相談を行って下さい。

◆詳細内容は下記からご確認ください◆

○中小企業庁発行：「経営革新進め方ガイドブック」（2022年版）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/pamphlet/2022/kakushin.pdf>

○奈良県チャレンジ応援資金

<https://www.pref.nara.jp/5221.htm>

○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

5. お問い合わせ

奈良県 産業部 産業創造課 産業政策係

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30 奈良県庁本庁舎主棟6階

TEL：0742-27-7005 FAX：0742-27-4473

HP（経営革新計画に関するページ）：<https://www.pref.nara.jp/3860.htm>

6. 申請書の書き方（記載例）

計画策定にあたり、商工会、商工会議所、公益財団法人奈良県地域産業振興センター等からアドバイスを受けることができます。

また、中小企業庁発行の「経営革新進め方ガイドブック」（2022 年度版）

（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html> ※ページ下部に掲載）も参考にしてください。

記載例(赤字部分を参考としてください)

第1号様式（第4条関係）

経営革新計画に係る承認申請書

令和〇年〇月〇日

奈良県知事殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
奈良県〇〇〇丁目〇番〇号
名 称 及 び 〇〇〇〇株式会社
代表者の氏名 代表取締役 〇〇〇〇

登記簿謄本と照合してください。
個人事業主の場合は、屋号と、住民票上の住所及び氏名を記載してください。

担当者職名・氏名
TEL
Fax
E-Mail

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

1 当社の現状（既存事業の内容）と課題

- 会社情報
 - ✓ 創業年
 - ✓ 沿革
- 既存事業内容と課題
 - ✓ 主力商品（サービス）の説明 ※販売価格等も記載
 - ✓ 商圏、販売先、商品（部門）ごとの売上比率
 - ✓ 自社の強み/差別化のポイント
 - ✓ 既存事業の経営状況、課題

2 本計画を策定するに至る「きっかけ」と経緯

- なぜ新事業を実施することになったかの理由
 - ✓ 既存事業から転換を図らなければならない理由（既存事業の問題点/弱み）
 - ✓ 新規事業としてその取組を選んだ理由（成長市場/既存事業とのシナジー効果など）
（注意点）
※ここでは、新規事業の詳しい内容は記載せず、詳しい内容は項目3に記載してください。
※それぞれ統計資料などのエビデンスがあればより良いです。

3 新事業の内容「自社にとって何が新たな取組みであるのか」 （既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等）

- 新事業の内容
 - ✓ 事業の概要
 - ✓ 写真や図を活用し、事業の詳しい説明
 - ✓ 自社の既存事業の強みを活かした新規事業であるか
- 新規性の説明
 - ✓ 自社における新規性（既存事業との違い）
 - ✓ 市場における新規性（競合と比較/差別化のポイント）
（注意点）
※新事業のどのような点が新たな取組なのかを明らかにしてください。
※経営革新とは、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」です。そのため、単に設備投資のみを行う計画は、経営革新とは言えません。
ただし、自社の強みを活かした設備投資であり、その結果新たな付加価値や競争力を生み出すのであれば、経営革新となりえます。
※共同開発であっても経営革新となりえますが、自社の主体的な取組であることが必要です。

4. 新事業の市場動向と競合の状況について記載してください

- 新事業の市場動向
 - ✓ 新事業を展開するにあたって今後3～8年間における、ターゲットとする市場とその規模
 - ✓ 販路/ 自社販売予測（売上高または数量）/ 予定販売価格
別表3-3に詳細記載してください
 - ✓ 目標とする市場シェア等
- 新事業の競合状況
 - ✓ 新事業活動における商圈内の競合状況を記載
 - ✓ 競合に対して、品質、価格、納期などの点において、想定される優位性、脅威を記載
 - ✓ 競合相手は、同一の商品、サービスだけでなく類似のものも競合の対象として考察する

売上単価、売上数量など上記記載内容と、別表3、3-2、3-3に記載される数値計画と整合性が取れていることを確認してください。

5. 新事業の実施計画について記載してください

- 新事業を立ち上げるにあたっての現況、進捗・準備状況を記載してください。
 - ✓ 開発、投資、顧客獲得状況等について記載
- 新事業の立ち上げ計画
 - ✓ 新規事業を実施する体制
 - ✓ 立ち上げスケジュール概要
個別詳細は別表2に記載してください
 - ✓ 投資計画
導入設備、インフラ整備等の詳細内容を記載してください
導入時期、金額等は別表4に個別記載してください
- 新たに事業を行うにあたって必要となる許認可等について
 - ✓ 別表x xに詳細記載

経営の向上の程度を示す指標		現 状 (千円)	計画終了時の目標及び伸び率 (%) (事業期間終了時点)
1	付加価値額	103,823千円	(158,000千円) 52.2% (〇年4月～〇年3月 (事業期間3年))
2	一人当たりの付加価値額	5,425千円	(6,813千円) 25.6%
3	給与支給総額	69,070千円	(83,000千円) 20.2%

別表3の直近期末の数字と同じ値を記載してください。直近期末は、原則としてすでに申告が終了している決算としてください。
ただし、申請月によっては前後2か月程度で見込み数値を記載。(例えば決算月が過ぎたが、まだ確定していない場合、数か月以内に決算月となり、ある程度の確からしさで見込みが想定できる場合など)

計画の開始は申請月以降
終了年月は、開始月から3～5年となっていること。事業計画期間(終了月)と会社決算月が合わなくても構いません。
伸び率の計算は、直近期末に対して事業終了月を含む年度末値の伸び率で計算してください。

(別表2)

実施計画と実績 (実績欄は申請段階では記載する必要はない。)

番号	計 画				実 績		
	実 施 項 目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	安全で効率的な生産方式の開発	安全委員会の評価	毎月	1-1~ 1-2			
1-1	〇〇部分の安全な△△方法の開発	製造原価	1年	1-3			
1-2	効率的な〇〇装置の開発	製造原価	1年	2-1			
2	〇〇商品の新規開拓の営業体制の確立	〇〇商品の売上	毎週	2-2			
2-1	マネージャーと担当営業の2名専任体制の確立	情報共有の有無	毎月	2-3			
2-2	〇〇商品を切り口に新規開拓した顧客に対する他の提案営業活動	新規顧客の売上	毎月	2-4			
3	時期バージョンの新〇〇商品の開発	新商品の売上		3-1			
3-1	〇〇装置の開発	製造原価	1年	3-2			
3-2	〇〇装置を利用した〇〇商品の新規開拓営業体制の確立	〇〇商品の売上	毎週	3-3			

申請時には記載する必要はありません。
(承認後の実績報告、フォローアップ調査時に記載してください。)

実施時期
計画1年目の第1四半期は、「1-1」と表記。
3年目第4四半期は「3-4」。
別表3の決算時期と一致するよう確認してください。

実施する事業項目を記載してください。

定量化できるものは、定量化した基準を設定してください。(定量化できないものは、定性的な基準でもかまいません。)

★経営革新計画資金計画の作成について（別表3及び別表3-2記載方法）

○留意点

- 資金計画（別表3および別表3-2）作成用のExcelシートを作成しましたので、ご活用ください。（Excelシートは県HPに掲載しています。
<https://www.pref.nara.jp/3860.htm>）
Excelシートを活用し資金計画を作成した場合は、作成した資金計画部分を画像データとして申請書様式中の該当箇所に貼り付けてください（Excelシートから書き写す必要はありません）。
- 数値は千円未満を四捨五入して記載してください。
- 直近期末は、原則としてすでに申告が終了している決算としてください。
ただし、申請月によっては前後2か月程度で見込み数値を記載。
（例えば決算月が過ぎたが、まだ確定していない場合、数か月以内に決算月となり、ある程度の確からしさで見込みが想定できる場合など）
- 研究開発期間を含めた計画期間の資金計画を立ててください。3年の計画期間であれば、4年以降の記載は不要です。
- 給与支給総額の伸び率が5年計画であれば7.5%以上、4年計画であれば6.0%以上、3年計画であれば4.5%以上増加していること、及び付加価値額（又は1人当たりの付加価値額）の伸び率が5年計画であれば15%以上、4年計画であれば12%以上、3年計画であれば9%以上増加していることが必要です。
- 伸び率の計算は、直近期末に対して事業終了月を含む年度末値の伸び率で計算してください。
- 別表3と別表3-2で異なる数値を記載されている場合が多く見受けられますのでご注意ください。
- 計画本文内との矛盾がないかご注意ください。

（例）計画本文に利益率を向上させると記載しているが利益率が向上していないなど

○計算方法

- ① 売上高 →決算書の通り
- ② 売上原価→決算書の通り
- ③ 売上総利益→①-②
- ④ 販売費及び一般管理費→決算書の通り
※個人事業主の場合、経費合計（専従者給与等があれば含める）から、利子割引料など営業外費用に含まれる経費を除いた額としてください。
- ⑤ 営業利益→決算書の通り
※個人事業主の場合、③-④としてください。
- ⑥ 経常利益→決算書の通り
※個人事業主の場合、⑤-経費に含まれる営業外費用としてください
- ⑦ 給与支給総額→決算書の以下の項目を合計（該当するもののみを足してください）
 - 役員及び従業員に支払う給料、賃金及び賞与並びに給与所得とされる手当（残業手当、休日手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）

※退職所得など、給与所得とされないもの、福利厚生費（厚生費）、法定福利費は含みません。

※個人事業主の場合、青色決算申告書の 20,給与賃金 38,専従者給与 43,青色申告特別控除前の所得金額の合計としてください。

- ⑧ 人件費→決算書の以下の項目を合計（該当するもののみを足してください）
- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
 - ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与（通勤費）、雑給、顧問料、出向者賦課金、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費（厚生費）、法定福利費、退職金及び退職給与引当金繰入
 - ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合のその費用（建設業の外注労務費等で、申請企業が雇用した経費ではない場合は除きます）
- ※個人事業主の場合は、専従者給与があれば含めてください
- ※上記の費用のうち雇用（契約）形態上人件費に含むべきではないと考えられる費用、上記以外で人件費に含めることが妥当と考えられる費用についてはご相談ください。
- ⑨ 設備投資額→既存事業分・新規事業分
- ⑩ 運転資金→以下の通り計算してください（既存事業分・新規事業分）
- ・増加売上債権＋増加棚卸資産－増加仕入債務
- ⑪ 減価償却費→決算書の以下の項目を合計（該当するもののみを足してください）
- ・売上原価に含まれる減価償却費、リース料、繰越資産償却費
 - ・一般管理費に含まれる減価償却費、リース料、繰越資産償却費
 - ・リース料には、地代・家賃以外の賃借料を含めてください。（賃借料から地代・家賃を除かない場合は含めません）
- ⑫ 付加価値額→⑤＋⑧＋⑪
- ⑬ 従業員数→以下の通り算出してください
- ・正社員に準じた労働形態である場合には、従業員数に含めてください。その場合は、**勤務時間により人数を調整してください**（4時間勤務パート2人→1名のように調整、4時間勤務1名→0.5名のように調整してください）
 - ・派遣労働者や短時間労働者に係る経費を人件費に算入した場合は、従業員にも加える必要があります（上記と同様に勤務時間による調整が必要です）
 - ・**常勤役員及び個人事業主も従業員数に含めます**
- ⑭ 一人当たりの付加価値額→⑫÷⑬
- ⑮ 資金調達額→以下の通り算出してください
- ・**⑨設備投資額と⑩運転資金の合計値と一致**させてください
 - ・全て自己資金でまかなう場合も「自己資金」欄に記載してください
 - ・実績値のみの記載が必要なので、直近～2年前の部分の記載は不要です

【重要】下記別表3の「××年後」は、会社決算期（月）を基準に設定します。
 事業計画期間が会計年度の途中から始まる場合は、計画期間と会計年度にずれが生じます。
 計画終了月を含む会計年度までの記載をお願いします。

例として

決算月がX年12月の会社が、(X+1)年4月に3年計画を申請した場合、
 計画期間(別表1) (X+1)年4月～(X+4)年3月まで
 経営計画は(X+4)年12月期までの計画値を記載してください。

(別表3) 経営計画及び資金計画

参加特定事業者名 〇〇株式会社

(単位 千円)

	2年前 (年月期)	1年前 (年月期)	直近期末 (年月期)	1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)	6年後 (年月期)	7年後 (年月期)	8年後 (年月期)
①売上高											
②売上原価											
③売上総利益 (①-②)											
④販売費及び 一般管理費											
⑤営業利益											
⑥経常利益											
⑦給与支給総額											
⑧人件費											
⑨設備投資額											
⑩運転資金											
普通償却額											
特別償却額											
⑪減価償却費											
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)											
⑬従業員数											
⑭一人当たりの付加 価値額(⑫÷⑬)											
⑮ 資金 調達 額 (⑨ + ⑩)	政府系金融機 関借入	-	-	-							
	民間金融機関 借入	-	-	-							
	自己資金	-	-	-							
	その他	-	-	-							
	合 計	-	-	-							

各項目の詳細等は、本資料のP12～13を参照してください。

給与支払総額：
 3年計画 4.5% 以上の伸び率
 4年計画 6.0% 以上の伸び率
 5年計画 7.5% 以上の伸び率 が必要

2年前、1年前、直近期末
 の数値は決算書の数値を
 記入すること

付加価値額または一人当たりの付加価値額：
 3年計画 9% 以上の伸び率
 4年計画 12% 以上の伸び率
 5年計画 15% 以上の伸び率 が必要

(各種指標の算出方法)

- ・「給与支給総額」：給料＋賃金＋賞与＋各種手当
- ・「付加価値額」：営業利益＋人件費＋減価償却費
- ・「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数
- ・「営業利益」：売上総利益（売上高－売上原価）－販売費及び一般管理費

(算出時における留意点)

- ・人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算出しましたか。(はい・いいえ)
- ・減価償却費にリース費用を算出しましたか。(はい・いいえ)
- ・従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(はい・いいえ)

資金計画上、反映されていることを確認した上で、「はい」に ○ を付けてください。(当該費用が生じていない場合のみ「いいえ」に ○ を付けてください。)

○

(別表3-2) 中期経営計画(3~8年)及び資金計画の算出根拠資料

(単位:千円)

	直近期末 (年月期)	1年後 (年月期)	2年後 (年月期)	3年後 (年月期)	4年後 (年月期)	5年後 (年月期)	6年後 (年月期)	7年後 (年月期)	8年後 (年月期)
①売上高									
新規事業									
既存事業									
②売上原価									
新規事業									
既存事業									
③売上総利益									
新規事業									
既存事業									
④販売費及び一般管理費									
新規事業									
既存事業									
⑤営業利益									
新規事業									
既存事業									
⑥経常利益									
新規事業									
既存事業									
⑦給与支給総額									
新規事業									
既存事業									
⑧人件費									
新規事業									
既存事業									
⑨設備投資額									
新規事業									
既存事業									
⑩運転資金									
新規事業									
既存事業									
⑪減価償却額									
新規事業									
既存事業									
⑫付加価値額(⑤+⑧+⑪)									
新規事業									
既存事業									

各項目の詳細等は、本資料のP12~13を参照してください。

⑬従業員数										
新規事業										
既存事業										
⑭一人当たり付加価値額 (⑫÷⑬)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新規事業										
既存事業										
⑮資金調達額 (⑨+⑩)										
政府系金融機関借入	-									
新規事業	-									
既存事業	-									
民間金融機関借入	-									
新規事業	-									
既存事業	-									
自己資金	-									
新規事業	-									
既存事業	-									
その他	-									
新規事業	-									
既存事業	-									
合計										

別表3や別表3-2の資金計画に記載している金額を製品単価、販売数、販路などから、どのように算出したのかを記載してください。

(別表3-3) 新事業部分の積算根拠

(単位：千円)

年度		積算根拠	
売上高	1年後	製品A (xx向け) 単価：xx円、数量：xx個、売上金額：xx円 製品B (xx向け) 単価：xx円、数量：xx個、売上金額：xx円 サービスC 単価：xx円、数量：xx個、売上金額：xx円 売上合計 xxx円	あくまでも新規事業について記載してください 既存事業は記載不要です
	2年後		
	3年後		
	4年後		
	5年後		
	6年後		
	7年後		
	8年後		

売上原価	<p>(例) (1年目) 新規事業の〇〇商品について、1年目は原価が〇千円となる予定である (2年目) (3年目) 3年目の設備投資による生産性向上により〇千円まで原価を抑える予定である。 (4年目) (5年目) 計画終了時の〇年後までには、原価〇千円を目指し生産工程等の改善を進める。</p>
販売費及び一般管理費	<p>(例) (1年目) 新規事業において、1年目は商品開発の経費や展示会、ネット広告などに経費がかかるため〇〇千円を見込んでいる。 (2年目) 以降、さらに展示会への出展やECサイトでの販売を行い、〇〇千円となる見込である。 (3年目) (4年目) (5年目)</p>
給与支給総額	<p>(例) (1年目) 新規事業・既存事業において、直近期末の1人あたりの単価は〇〇千円である。2年目は、同様の単価を用いて積算し、その後は全体として年2.5%ずつ上昇するよう積算を行っている。なお、〇年には〇人の採用(正社員〇名、パート〇名)、〇は〇人の採用(正社員〇名、パート〇名)を行う予定である。 (2年目) (3年目) (4年目) (5年目)</p>
人件費	<p>(例) 直近期末の給与支給総額と人件費の比率(×1.5倍)を基に積算を行っている。</p>
減価償却費	<p>(例) (1年目) (2年目) 令和〇年度に設備投資を予定しており、減価償却費は〇千円/年増加する予定。(5償却) (3年目) (4年目) (5年目)</p>

* 別表3「経営計画及び資金計画」の1年後から目標年次までの積算根拠を記入して下さい。

* 各項目について、単価・数量・比率・市場規模等を用い解りやすく記入して下さい。

(別表3-4) 新事業部分のその他の指標

別表3や別表3-2の事業計画で、特に財務指標に記載されない指標について、現状(既存事業)に対してどの程度向上するかを、試算根拠(目標値)をもって記載してください。

指 標	試 算 根 拠
(例) 生産性	<p>別表3や別表3-2の事業計画で、特に財務指標に記載されない指標について、現状(既存事業)と比較しながら、どの程度向上するかを、試算根拠(目標値)をもって記載してください。</p> <p>特に、計画類型で</p> <ul style="list-style-type: none"> 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 <p>の丸印をつけた場合は必ず記載してください。</p> <p>指標の例として、 労働生産性、設備生産性、コスト低減率、受注から納品までにリードタイム(または製造リードタイム)、良品率、市場クレーム率 等です。</p>
コスト低減率、	
リードタイム	

あくまでも新規事業について記載してください
 既存事業は記載不要です

(別表4)

参加特定事業者名 〇〇株式会社

設備投資計画 (経営革新計画に係るもの)

(単位 千円)

	機械装置名称	導入年度	単 価	数 量	合 計 金 額
1	〇〇〇〇	令和〇年度	10,000	1	10,000
2					
3	経営革新計画(新規事業)を進めるために必要となる機械装置、器具備品、土地、建物、構築物等を記載してください。				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

設備投資計画の合計額は、別表3-2 資金計画の設備投資額(新規)の合計額と一致させてください。

運転資金計画 (経営革新計画(新規事業)に係るもの)

(単位 千円)

年 度	金 額

経営革新計画(新事業)の実施に必要な運転資金を記載
 別表3-2の各事業年度の投資額と、金額が一致すること。また、
 金額の積算根拠を記載。
 新規事業と関係ない運転資金が計上されている場合は、申請から
 外すこと。

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠
1				
2				
3				
4				
5				

「別表5」は組合で申請する場合のみ作成してください。個別特定事業者やグループで申請する場合は作成の必要はありません。

「賦課基準」については、生産数量（金額）、従業員数、出資金額等具体的に記載してください。

(別表6)

関係機関への連絡希望および資金調達予定について

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に○を記入して下さい。

また、連絡を希望する金融機関に対して、希望する支援策、借入予定金額を記載してください。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有・無
近畿経済産業局	県として配信します
奈良県信用保証協会	県として配信します
公益財団法人 奈良県地域産業振興センター	県として配信します
株式会社 日本政策金融公庫 奈良支店 (中小企業事業)	有 ・ 無
株式会社 日本政策金融公庫 奈良支店 (国民生活事業)	有 ・ 無
株式会社 商工組合中央金庫 奈良支店	有 ・ 無
大阪中小企業投資育成 株式会社	有 ・ 無

追加で、融資相談済で送付希望先がある場合は、送付先支援機関名・支店名および送付先住所を記載。

* その他の金融機関等への通知を希望する場合には、金融機関名の他に所在地、担当者名も記入して下さい。

計画が承認された場合に、活用を予定している支援策を該当する欄に○を記入してください。

チャレンジ資金 (経営革新枠) による制度融資
モノづくり補助金の加点对称
政府系 (日本政策金融公庫などによる) 低利融資制度
信用保証特例
税制措置 (優遇制度)
販路開拓コーディネート事業
その他 ()

金融機関名（支店名も含む）、借入予定額等を記入して下さい。
 また事前相談は、済・未のどちらかに○をつけ概要を記載してください。

（例）現在協議中で、前向きに検討
 いただいている。支店長から了承を
 もらっている。等を記載。

※別表3及び別表3-2に記載している資金調達額に合わせて下さい。

（政府系） 金融機関名	支店名	借入予定額 （単位 千円）	事前 相談	相談状況概要
			済・未	
			済・未	
			済・未	
（民間） 金融機関名	支店名	借入予定額 （単位 千円）	事前 相談	相談状況概要
			済・未	
			済・未	
			済・未	

計画の提出にあたり協力を得た機関等があれば、下記に○をつけ具体名を記載してください。

	政府系金融機関	
	民間金融機関	
	商工会商工会議所	
	県・市町村関係機関	
	民間経営コンサルタント、中小企業診断士	
	その他	

(別表7)

中小企業経営革新事例集の作成に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容を事例集等により公表してよろしいでしょうか。以下の該当する項目に○印をして下さい。

①企業名	(可 ・ 否)
②代表者名	(可 ・ 否)
③資本金	(可 ・ 否)
④従業員数	(可 ・ 否)
⑤所在地	(可 ・ 否)
⑥電話番号	(可 ・ 否)
⑦経営革新計画の概要	(可 ・ 否)

県HPでは、承認企業について掲載
しています。
項目ごとに公表の可否を選択して
ください。

(別表8)

調 査 書

(1) 参入障壁の有無についてどのようにお考えですか。該当するものに○をつけ、その根拠等について記載して下さい。

1. ある
2. ない

「1.」に該当する場合、該当する参入障壁、根拠等を記載してください。

参入障壁	根拠

(2) 既に行っている事業について必要な許認可等を受けていますか。該当するものに○をつけ、以下について記載してください。

1. 受けている。
2. 許認可等は必要としない。

「1.」に該当する場合、許認可等項目、所管する機関、時期等を記載してください。

許認可等項目	所管する機関	時期	その他

(3) 計画の実行にあたって新たな許認可等を受ける必要がありますか。該当するものに○をつけ、以下について記載してください。

1. 許認可等を受ける必要がある。
2. 許認可等は必要としない。

「1.」に該当する場合、許認可等項目、所管する機関、時期等を記載してください。

許認可等項目	所管する機関	時期	その他

(4) 計画に関連する特許等の知的財産（他者保有のものも含む）の保有状況につき具体的な内容を記載してください。

知的財産（特許、ノウハウ等）	保有状況

(5) これまでに行政機関（国や都道府県・警察・税務署・労働基準局、保健所など）から指導や指摘を受けたことがありますか。該当するものに○をつけ、ある場合はその内容について記載して下さい。

ある
ない

1.
2.

--